

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）に対する意見の募集結果について

標記の件について意見の募集を行ったところ、3件のご意見をいただきました。いただいたご意見に対して考え方を次のとおり公表いたします。

（意見1）

P31 今後の方針

「（地域包括支援センターを）第7期計画期間中に1ヶ所の増設を目指します。」
を

「（地域包括支援センターを）第7期計画期間中に日常生活圏域ごとに設置できるよう、増設を目指します。」
と変更する。

理由

介護保険法で市町村に設置を義務付けており、高齢者の相談窓口として、身近に設置する必要がある。

国でも、包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待し、機能強化を重視している

市としても職員体制の充実を図ってはいるが、中学校区の7圏域の身近な所に設置することが、早期発見・早期治療・介護予防に繋がるので、早期に増設を図る必要がある。

（回答）

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中核的機関であり、市としましても、7圏域ある日常生活圏域ごとの配置が望ましいと認識しております。

しかしながら、増設にあたっての、専門職の適正な人員配置のための人材の確保は、現在の状況では非常に困難であると予測しております。

2025年までに7圏域設置を目指しつつ、具体的には、第7期計画期間中に1ヶ所の増設を目指したいと考えます。

（意見2）

高齢者が行方不明になった時に、警察だけでなく地域の生活関連団体が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見する仕組みをまちづくり委員会単位に構築する。

理由

地域で認知症になっても住みなれた地域で安心して生活するには、地域の人々の認知症に対する理解が必要であり、そのため地域で訓練により、意識の向上を図る

具体的にはモデル地区を設定して次の事業を行う

- ・認知症に対する理解を深めるための学習会等の開催
- ・認知症の人への気付き、認知症の徘徊者への声かけの仕方の学習会の実施

(回答)

平成30年2月1日より、新たな施策として「高齢者安心おかえりカルテ」の運用を開始しました。このカルテは、行方不明の心配のある認知症高齢者の情報をあらかじめ記載しておき、行方不明になった場合、警察への行方不明届が迅速に行えることを目的としています。このカルテの運用、普及を通じて、徘徊の心配のある高齢者の見守りが地域で自然に行える体制の構築を進めていきたいと考えております。

また、登録を呼びかけている安心・安全メールの登録者を増やし、市全域でできるだけ多くの方に見守っていただく体制の構築を考えます。まちづくり委員会単位での仕組みづくりや訓練は、こうした取組の延長線上にあると考えます。あわせて、まちづくり委員会には、安心・安全メールの登録を進めていただくよう働きかけていきます。

認知症の学習会においても、現在のサポーター養成講座の基本的な知識の普及から、一歩進めて、認知症の人への気づきや認知症徘徊者への声かけの方法、その後の対応について学習会を実施していきます。学習会の実施に際しては、まちづくり委員会とも協力し、実施したいと考えております。

(意見3)

P43 2 地域密着型サービス施設の整備 『今後の方針(1) 認知症対応型共同生活介護』について

『3か所、定員27人増を行う』とのことだが、事業者の継続的且つ安定した経営と、収益を維持するためには、1事業者2ユニットの整備も可として頂きたいが、いかがでしょうか。

(回答)

日常生活圏域の必要量に応じた施設整備を目標としていますが、圏域によっては整備が進まない圏域もあるので、『3か所、定員27人増を行う』と設定しました。

第7期介護保険事業計画の期間では、1事業者1ユニットの整備計画を基本としておりますが、第7期計画期間中の施設整備の公募を実施する際には、検討の余地があると考えております。